

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社エー・ピーカンパニー  
 代 表 者 名 代表取締役社長 米 山 久  
 (コード番号：3175 東証1部)  
 問 合 せ 先 取締役管理本部長 中 井 努  
 (TEL. 03-6435-8440)

定款一部変更および社外取締役、社外監査役選任議案に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 14 期定時株主総会に、以下のとおり定款一部変更および社外取締役、社外監査役選任議案について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役および監査役において責任限定契約を締結することができることに伴い、非業務執行取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款に第 23 条の規定を新設し、第 29 条の規定の一部を変更するものです。

なお、第 23 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条～第 22 条 (条文省略)	第 18 条～第 22 条 (現行どおり)
<u>(新設)</u>	<u>(取締役との間の責任限定契約)</u>
	<u>第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>

現行定款	定款変更案
<p>第5章 監査役</p> <p>第23条～第28条（条文省略）</p> <p>（<u>社外</u>監査役との間の責任限定契約）</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第30条～第32条（条文省略）</p>	<p>第5章 監査役</p> <p>第24条～第29条（現行どおり）</p> <p>（監査役との間の責任限定契約）</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第33条（現行どおり）</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月26日（金）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（金）

2. 社外取締役の選任の件

(1) 選任の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値や経営の透明性をさらに向上させることを目的として、社外取締役を選任することといたしました。

(2) 社外取締役候補

新職	現職	氏名
社外取締役（独立役員）	社外監査役（独立役員）	佐藤 信之

※佐藤信之氏は、現在当社の社外監査役であり、同氏の選任が平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会において承認された場合には、同株主総会終結の時をもって当社監査役を辞任により退任する予定です。なお、当社は東京証券取引所上場規則に従い、佐藤信之氏を「独立役員」として、届け出ることを予定しています。

3. 社外監査役の選任

(1) 選任の理由

中村武氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識により監査機能を発揮していただけることが期待できるため、社外監査役候補として選任することといたしました。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 社外監査役候補者の氏名および略歴等

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況
中村 武 (昭和 45 年 1 月 9 日生)	平成 9 年 9 月 織本林太郎税理士事務所 平成 13 年 1 月 アーサーアンダーセン税務事務所 (現 KPMG 税理士法人) 平成 17 年 8 月 中村武税理士事務所 所長 平成 18 年 10 月 アースタックス税理士法人 代表社員 (現任)

以上